

平成13年5月21日  
長崎県警察本部訓令第32号  
最終改正 令和2年5月19日

## 長崎県警察の伝承官に関する訓令

### (目的)

第1条 この訓令は、長崎県警察職員（以下「職員」という。）の実務能力の向上に資するために置く伝承官（長崎県警察を退職した者のうち、職員に伝承すべき専門的技能、知識等を持った者をいう。以下同じ。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 伝承官は、必要に応じ、警務部、生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部（以下「各部」という。）に置く。

### (種別)

第3条 伝承官は、会計年度任用職員伝承官及び嘱託伝承官とする。

### (職務)

第4条 伝承官は、その専門的技能、知識等を職員に伝承することを職務とする。

### (選考基準)

第5条 伝承官の選考基準は、次に定めるところによる。

- (1) 長崎県警察を退職した者であること。
- (2) 年齢70歳以下の者であること。
- (3) 職員に伝承すべき専門的技能、知識等を持った者であること。

### (伝承すべき専門的技能等)

第6条 職員に伝承すべき専門的技能、知識等の内容は、各部において定めるものとする。この場合において、各部長（警務部長を除く。）は、あらかじめ、警務部長と協議しなければならない。

### (委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、伝承官に関する細目については、必要に応じ、各部ごとに定める。

## 附 則

この訓令は、平成13年7月1日から施行する。

### 附 則（平成16年長崎県警本部訓令第15号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年長崎県警本部訓令第23号）  
この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成25年長崎県警本部訓令第12号）  
この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成31年長崎県警本部訓令第10号）  
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年長崎県警本部訓令第21号）  
この訓令は、令和2年5月19日から施行する。